

(第 3 号)

平成 28 年 8 月 1 日発行

社会福祉法人心愛志太
発行人 戸塚 義和
〒426-0002 藤枝市横内 532 番地
電話 054-644-8632
FAX 054-646-4157

心愛志太だより

地域の皆様へ

理事長 戸塚 義和

1. はじめに

笠新太郎著「ものの見方について」の中に国民性を表わす言葉として（イギリス人は歩きながら考える、フランス人は考えた後で走り出すそしてスペイン人は走ってしまった後で考える）とあります。これはお国柄でもあり国民性でもありその土地独自の背景を持った地域性でもあります。

地域性の中には歴史、時代背景、伝統、文化、風俗、習慣等が色濃く反映されています。

人間のもつ性質と性格でみた場合、遺伝子とか血液型である性質は変えられませんが、生まれ育った地域の環境に左右されやすい性格は自分の努力とか周りの環境によって、いか様にも変える事ができます。

永い人間の歴史のなかで先人達が汗水流し守り育て上げたふる里、地域は何事にも替えがたきものです。

この様なかけがえのないふる里、地域にお世話になり育てられていることを嬉しく思います。

2. お礼と感謝

我々社会福祉法人 心愛志太もこの様な素晴らしい地域の中で多くの皆様の御支援、御協力を頂き支えられながら楽しい毎日を送らせていただき事に改めて敬意と感謝を申し上げます。

藤枝市内

横内の第一心愛は開設以来 30 年

田沼の第二心愛が 15 年

岡部のグループホームおかべが 5 年

前島の地域活動支援センターきずなが 5 年



この様な素晴らしい地域と皆様に支えられながら永い間、事故も無くトラブルも無く頑張ってきた事を心より嬉しく思います。

1 日の大半をこの様な施設で過ごさせて頂き人生の勉強もさせて頂き、これからも地域の皆様と喜怒哀楽を共にしながら励まし合い協力しあって一生懸命頑張りたいと思いますので今後とも御支援、御協力をお願い致します。

また来年には青葉町に新規事業を計画しております。地元の皆様には横内等の過去の実績も含め誠心誠意懇切丁寧に説明、協議させて頂く事により御理解頂く事を願っております。

3. 障害者の幸せを願って

最近 5 年間の間に障害者虐待防止法、総合支援法、差別解消法と法改正がなされ障害者にとっても良い方向に進んでいる事を嬉しく思います。

しかし、偏見や誤解が多々あることも事実ですし福祉関係に携わる者にとってはこの偏見や誤解の払拭は義務でもあり責任でもあります。更には同じ人間として同胞として想いを寄せ心を寄せ多くの皆様の理解による思いやりと寛容の環境整備も必要です。

まずはお互いを認め合い信じ合う事から始めましょう。

心愛志太の4か所の施設もそうですが施設は我々が創った物ではありません。地域の皆様に障害者の事を理解して承認、賛同して頂いたからこそできたものです。「親なきあと」の問題を考えた時も受け皿である施設はどうしても必要です。

「人権擁護」「医療」「雇用促進」「親のなきあと」「施設の充実」「偏見と誤解の払拭」による周りの皆様の理解等難問山積ではございますが精神障害者の本当の幸せを考え関係者一丸となって頑張りたいと思いますので今後とも御支援御協力をお願いいたします。

最後になりますが藤枝市の社会福祉、地域福祉の充実と共に施設拠点、障害者の権利擁護の拠点として微力ではありますが頑張りたいと思います。

地域と交流の輪を大切に

心愛志太監事 高橋 恵秋

社会福祉法人は、高い公共性、公益性が求められています。平成29年4月より改正社会福祉法制度がスタートします。

私は、福祉についての知識も全くないまま施設にお世話になっています。

当法人は多様な福祉サービス、利用者の意向を尊重して創意工夫すること、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としています。

私の地域では自治会、町内会、民生委員のみなさんがボランティア活動にいつも温かい支援をいただいています。

利用者のみなさんは町内会主催の防災訓練へ参加をはじめ、各イベントに参加、地域のみなさんとふれ合うことの大切さを肌で感じることで仕事を通じ社会復帰に向け取り組んでいます。

これからも利用者が自立、安心して生活できる環境を整え、地域のみなさんとの交流の

輪を深めていきますのでご支援をお願いいたします。私も微力ながら心ざしをもって地域のみなさんと福祉活動推進に努めていきたいと思えます。

事業所紹介

<第一心愛>

市役所ロビーでの販売です。調理パンや菓子パン、マドレーヌ、もずく、野菜を販売しています。



<第二心愛>

28年4月日帰り旅行（浜松フルーツパーク）



社会福祉法人心愛志太 決算報告

貸借対照表

平成28年3月31日 現在

資産の部		負債・純資産の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産	70,579,582	流動負債	4,057,378
（内たな卸資産）	67,342	固定負債	828,800
固定資産	98,114,030	純資産	163,807,434
その他の固定資産	32,538,516		
（内設備整備等積立預金）	11,800,000		
（内人件費積立預金）	10,700,000	次期繰越活動収支差額	69,225,706
資産の部合計	168,693,612	負債及び純資産の部合計	168,693,612

事業活動収支差額

自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日

支出の部		収入の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
就労支援事業支出計	9,509,938	就労支援事業収入計	9,353,078
福祉事業支出計	72,526,499	福祉事業収入計	93,885,633
事業外活動支出計	106,942	事業外活動収入計	289,622
合計	82,143,379	合計	103,528,333
当期活動収支差額			21,384,954
前期繰越活動差額			56,340,752
当期末繰越活動収支差額			77,725,706
その他の積立金積立額			8,500,000
人件費積立金積立額			4,200,000
施設設備整備積立金積立額			4,300,000
次期繰越活動収支差額			69,225,706

資金収支計算書

自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日

支出の部		収入の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
就労支援事業支出計	9,057,888	就労支援事業収入計	9,353,078
福祉事業支出計	68,358,289	福祉事業収入計	94,175,255
施設整備等支出	0	施設整備等収入計	0
財務活動支出計	8,707,000	財務活動収入計	0
合計	86,123,177	合計	103,528,333
当期資金残高			17,405,156
前期末支払資金残高			51,624,038
当期末支払資金残高			69,029,194

精神障害者に関する法律の変遷

○人権擁護の視点が入り入れられた精神保健法

1987年（昭和62年）9月、精神障害の人権擁護、適正な医療と保護の確保及び社会復帰の促進を主眼として、精神保健法が制定された。①国民の精神的健康の保持増進を図り、名称を精神保健法としたこと。②精神障害者本人の同意による任意入院制度が初めて新設されたこと。③同意入院は医療保護入院に改められ、指定の診察結果に基づくことが必須の要件とされたこと。④入院時などに書面による権利等の告知制度が設けられたこと。⑤非自発的な強制的入院の場合に退院請求したり、入院中の処遇改善請求を審査したりする精神医療審査会制度が設けられたこと。⑥精神科救急に対応するため、応急入院制度が設けられたこと。⑦精神病院に対する報告徴収・改善命令に関する規定が設けられたこと。⑧入院治療の終了した精神障害者の社会復帰の促進を図るため精神障害者社会復帰施設（生活訓練施設と授産施設）を法定化したこと。

本人の意思による任意の入院制度が設けられた意義は大きい。精神障害者の入院制度はすべてが、本人の意思によらない強制入院が、それまでであった。しかし、長年の懸案事項であった精神障害者の定義の問題や、家族に過重な負担を強いる保護義務制度の問題は先送りされ改正されなかった。1993年（平成5年）6月、5年後の見直し規定に基づき精神保健法の一部改正が行われた。

①精神障害者の社会復帰の促進を図るために、医療機関・社会復帰施設等に、地域住民の理解と協力を得ることを努力規定としたこと。②国、地方公共団体、医療機関、社会復帰施設等の相互連携と協力の義務規定を設けたこと。③グループホームを法定化し第二種社会福祉事業に位置付けたこと。④都道府県の地方精神保健審議会の委員に、精神障害者の社会復帰事業に従事する者を追加したこと。⑤精神障害者社会復帰施設促進センターを創設したこと。⑥保護義務者の名称を保護者に改めたこと。⑦入院措置を解除された精神障害者を引き取る保護者が、精神病院・社会復帰施設に社会復帰促進に関する相談援助を求めることができるようにし、保健所の相談指導等の対象として位置づけたこと。⑧精神障害者の定義を医学上の用語に合わせて見直したこと。⑨道府県の事務を政令指定都市に委譲したこと。（大都市特例）

⑩栄養士など5資格について、精神疾患を理由とする絶対的欠格事項の一部を相対的欠格事項に改めたこと。⑪精神障害者の「施設外収容禁止」の規定が廃止されたこと。この法改正で、家族会が廃止を強く求めていた保護義務者制度は、わずかに名称の「義務」が外れただけで実態においてはほとんど変わらないものに終わった。また、同年に「心身障害者対策基本法」が改正されて「障害者基本法」が成立し、精神障害者は初めて障害者施策の対象として位置づけられた。さらに1994年（平成6年）には、保健所法が改正されて「地域保健法」が成立し、国、都道府県、市町村の役割を含め、地域保健対策の枠組みが見直された。保健所は精神障害者へのサービスを発症から社会復帰に至るまで、一貫したサービスを提供することとされた。

※次回に、人権擁護に福祉サービスが入り入れられた精神保健法の話を取り上げます。

当法人の事業所です

藤枝第一心愛 就労移行支援事業

就労継続支援B型事業

藤枝市横内253 Tel054-644-8632

藤枝第二心愛 就労継続支援B型事業

藤枝市田沼2-22-12

Tel054-634-2340

地域活動支援センター きずな

相談室 きずな

指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業

藤枝市前島2-1-5

Tel054-636-7700

グループホーム おかべ

藤枝市岡部町三輪 県営やよい団地